

令和 7 年度 琴平町立認定こども園・私立保育園入所案内

1 入所の要件について

(1) 町内に住所を有し、満3歳から小学校就学始期に達するまでの幼児で、教育を希望する方【教育標準時間認定1号に該当】。

(2) 琴平町内に住所を有する保護者及び子どもで、子どもの保護者のいずれもが次の各号の保育の必要な事由に該当することが必要です（保育認定2号・3号に該当）。

- ① 家庭外で月48時間以上就労していること
- ② 家庭内（自営等）で月48時間以上就労していること
- ③ 出産前後の場合
- ④ 病気または心身に障害を有する場合
- ⑤ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害があり、その復旧のため保育できない場合
- ⑦ 月48時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
- ⑧ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- ⑨ その他
 - ・虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中の継続利用（育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合）等

2 入所申込みの手続きについて

申 込 期 間	受 付 場 所
令和6年12月2日（月）～12月20日（金） （土・日除く） ★5月以降の年度途中（出産・育児休業明け等）の入所希望も受け付けます。	入所希望の 町立認定こども園 私立保育園

※4月以降の転入等による途中入所の場合は、入所希望月の前月15日までに申込書を御提出ください。なお、子どもの年齢により待機となる場合があります。

3 申込みに必要な書類・必須事項について

所定の書類に記入のうえ提出してください。

①教育・保育給付認定（変更）申請書兼利用申込書 →（1）を参照

②令和6年度市町村民税所得課税証明書→省略可能。

詳しくは（2）を参照（※必要な方のみ）

③保育を必要とする証明書 →（3）を参照（※保育認定2号・3号を希望される方）

(1) 教育・保育給付認定(変更)申請書兼利用申込書

表面に必要な事項を記入して下さい。

記入については、「記入上の注意」(申込書の見開き右)、裏面を御確認ください。

(2) 令和6年度市町村民税所得課税証明書

◆令和6年1月1日に琴平町内に住所を有しない方のみ、令和6年1月1日現在の住所地で取得してください。

《提出が必要な方》●父 ●母 ●子どもを税の扶養に入れている祖父母等

◆引き続き令和7年1月1日に琴平町内に住所を有しない方は、令和7年度市町村民税が確定した以降(令和7年6月以降)に、令和7年度市町村民税所得課税証明書を提出していただきます。

◆1月1日に琴平町に住所を有する方についても、未申告等により町民税額が確認できない場合は、住民税の申告が必要です。

◆令和6年度より継続して保育所を利用中の場合で、令和6年度市町村民税所得課税証明書を既に提出されている方については、再提出の必要はありません。

※教育・保育給付認定(変更)申請書兼利用申込書内の『家庭の状況』内に保護者の個人番号を記載し、備考欄に令和6年1月1日時点の住所を記載していただければ、町の方で課税情報を確認しますので、所得課税証明書の提出を省略できます。

(3) 保育を必要とする証明書

《提出が必要な方》保育認定2号・3号を希望される方で ●父 ●母

※その他、状況に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

提出が必要な方の状況	添付書類
就労(内職を含む)	●就労証明書
自営業(個人)、農業等	●自営業者(法人を除く)、農業経営者、内職および自営業や農業の家族従事者の方は、以下の書類のうち、いずれか一点のコピー(原則、本人名義の書類) □営業許可書 □開業届 □就業規則 □登記簿の写し □最新の確定申告書(第1表、第2表) □出荷表 □源泉徴収票 □その他証明ができるもの
出産前後である	●申立書 ●母子健康手帳(表紙及び出産予定日の分かるページ)のコピー
疾病・障害がある	●疾病・障害又は介護・看護証明書 ●身体障害者手帳等のコピー
親族を介護・看護している	●疾病・障害又は介護・看護証明書
その他(求職中、就学等)	●申立書 ●就学の場合は、在学証明書のコピー、カリキュラム等の就学状況が記載された就学状況が確認できる書類のコピー

4 利用者負担額について

（保育認定3号を希望される方）

◆利用者負担額は、国が定める基準をもとに、琴平町が下表の算定方法により定めます。
利用者負担額は、町立認定こども園・私立保育園とも同額です。

（次ページに「令和7年度琴平町利用者負担額（案）」を掲載）

階層区分決定の税額	4月～8月分利用者負担額 ・保護者の令和6年度の市町村民税額の合計額 9月～3月分利用者負担額 ・保護者の令和7年度の市町村民税額の合計額
利用者負担額の決定時期	4月・9月（☆）

☆毎年9月に利用者負担額の切り替えを行います。

◆3歳を迎えた後の保育料無料については、翌年度4月から適用となります。

◆子どもの父母以外（祖父母等）が申込対象の子どもを税の扶養にしている場合は、その方の税額も合計します。また、世帯の「家計の主宰者」としての確認や他の制度（児童扶養手当等）との整合性等により判定します。

◆利用者負担額は、在籍している期間中、毎月納入していただきます。欠席しても、在籍している限り、利用者負担額は納めなければなりません。また、月の途中で退所してもその月の利用者負担額は納めなければなりませんので、御了承ください。

◆利用者負担額は、原則口座振替で、各施設に納付いただきます。また私立保育園についても利用者負担額の徴収事務を委託しております。未納分や口座振替できなかった利用者負担額等についても各施設で納付することができます。なお、利用者負担額を滞納された場合は、督促状等の送付や場合によっては財産を差押えさせていただくことがあります。

◆利用者負担額以外に、用品購入費、保護者会費、主食費・副食費（3才児以上）、延長保育料（私立保育園）等が必要です。費用は施設によって異なりますので、詳細については直接各施設にお問い合わせください。

※ 主食費（ご飯代）、副食費（おかず、おやつ、牛乳、お茶、飲み物など）

◆世帯年収360万円未満の世帯の児童と、多子計算（※）による第3子以降の児童については、副食費の支払いが免除されます。

なお、副食費の免除に該当する児童については、町より別途通知いたします。

※ 多子計算の取り扱い

多子計算をする場合、現に扶養されている18歳未満の子どもが同一世帯に3人以上いる場合、そのうち最年長者及び2番目の年長者以外のこども園・私立保育所に通っている3歳から5歳の児童が対象となります。

☆利用者負担額と同じく毎年9月に、副食費の免除対象の切り替えを行います。

令和7年度琴平町利用者負担額表

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町		0才	1・2才	3才	4才	5才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0		0		
2	B	市町村民税非課税世帯	0		0		
3	C	均等割額のみの世帯	10,000		0		
	D1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	13,000	0		
	D2		48,600円以上60,000円未満	20,000	0		
4	D3		60,000円以上80,000円未満	26,000	0		
	D4		80,000円以上97,000円未満	29,000	0	0	
5	D5		97,000円以上169,000円未満	37,000	0	0	
6 7 8	D6		169,000円以上	40,000	0	0	

- 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除の適用はありません。
- 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は次のとおりです。
 - 年齢の高い順に2人目の児童 半額
 - 3人目以降の児童 無料
- 上記2にかかわらず、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯において、生計を一にする2人以上の子ども等がいる場合の利用者負担額は次のとおりです。
 - 町B階層 第2子以降の児童 無料
 - 町C～D2階層 第2子の児童 半額
 - 町C～D2階層 第3子以降の児童 無料
- 現に扶養する18歳未満の児童が3人以上いる世帯においては、第3子以降の利用者負担額は次のとおりです。
 - 3歳未満の児童 無料
 - 3歳以上の児童 町B～D5階層 無料
町D6階層 半額（上記2に該当の場合は適用後より半額）

令和7年度琴平町利用者負担額表（ひとり親世帯等用）

「ひとり親世帯等」とは、児童扶養手当を受給している世帯及び在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。

階層区分		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	年度初日の前日の年齢区分／利用者負担月額				
国	町		0才	1・2才	3才	4才	5才
1	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0		0		
2	B	市町村民税非課税世帯	0		0		
3	C	均等割額のみの世帯	4500		0		
	D1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	6000		0	
	D2		48,600円以上60,000円未満	9000		0	
	D3		60,000円以上77,101円未満	9000		0	
	D4		77,101円以上80,000円未満	26000		0	
	D5		80,000円以上97,000円未満	29000	0	0	
	D6		97,000円以上169,000円未満	37000	0	0	
6 7 8			169,000円以上	40000	0	0	

- 算定の税額には、調整控除以外の住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除の税額控除の適用はありません。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯または障害者（児）世帯において、生計を一にする2人以上の子ども等がいる場合の第2子以降の利用者負担額は無料です。

5 こども園・私立保育園一覧

施設名	所在地	電話番号	保育年齢	定員	教育・保育標準時間 (保育短時間)	
					平日	土曜日
琴平町立 南こども園	103	75- 1022	0～5歳 (生後6か月以上)	114	1号認定 8:30～14:00 2・3号認定 8:00～18:30 (8:30～16:30)	2・3号認定 8:00～12:00 (8:30～12:00)
琴平町立 北こども園	苗田 634-1	73- 3440	0～2歳 (生後6か月以上)	114	1号認定 8:30～14:00 2・3号認定 7:30～18:00 (8:30～16:30)	2・3号認定 8:00～12:00 (8:30～12:00)
	上櫛梨 31-1	73- 2523	3～5歳			
社会福祉法人 あかね保育園	507-1	75- 3060	0～5歳 (生後3か月以上)	90	2・3号認定 7:00～18:30 (8:30～16:30)	2・3号認定 7:00～16:45 (8:30～16:30)

◆ならし保育について

入所当初は、お子様が認定こども園・保育所生活にスムーズに慣れるよう、保育時間を徐々に延ばしていく、ならし保育を実施しております。期間はお子様の状況により異なりますが、通常3～4週間程度となります。期間中はお迎えが早くなりますので御注意ください。なお、具体的な日程につきましては、各施設にお問い合わせください。

◆土曜日の保育について

土曜日の保育を希望する場合は、入所決定後、各施設に申込みをしてください。ただし、普通食移行後の児童が対象となります。

◆早出・居残り保育について

就労時間等の関係で、保育時間(平日の場合は8:30～16:30)をこえる時間の保育(早出・居残り保育)が必要な場合は、入所決定後、各施設に申込みをしてください。

早出・居残り保育は、異年齢児と同室保育となることから原則満1歳児以上が対象となります。

※原則、保育標準時間の利用は1歳の誕生日を迎えた翌月からとなります。

6 入所期間等について

- ◆入所期間は、年度途中の退所等、実際に希望する期間がある場合を除いて、基本的に年度末（3月末）までです。
- ◆入所は月の初日付けで行い、月途中の入所は行いません。退所は月の末日付です。
- ◆出産の場合、出産予定月の前2か月から後2か月が入所対象となります。
ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月から入所対象となります。
- ◆育児休業明けで入所を希望する場合、入所月は育児休業明けの職場復帰日よりします。
 - ・月の1日から15日の間に復帰する場合・・・前月の1日から入所対象
 - ・月の16日から31日の間に復帰する場合・・・当月の1日から入所対象（＊復帰日は育児休業証明書、辞令書又は就労証明書の記載証明等により確認します。）
（例）6月1日から15日の間に復帰する場合は、5月1日からが入所の対象
- ◆求職中の場合、就労中の方の入所が優先となります。また、入所が決定した場合でも、入所期間は**3か月**となります。3か月以内に就労証明書の提出が必要となり、提出がない場合は、退所していただくこととなります。

7 申込から入所までの流れ

●申込→●審査・利用調整→●入所決定・入所説明会→●入所

- ・説明会は、各施設で行います。（2月下旬～3月中旬予定）
- ※年度途中の場合は随時

8 入所の承諾（決定）について

入所の承諾は、申込みの順番ではなく、保育を必要とする状況を総合的に判断し、保育を必要とする程度の高い順に入所の承諾を行います。したがって、保育を必要とする程度の低い場合や各施設の定員に余裕がないとき等は、希望に添えない場合がありますのであらかじめ御承知ください。

9 その他

◆琴平町内の町立認定こども園・私立保育所に入所できるのは、入所する子どもと保護者が琴平町に住所を有している方です。琴平町に転入予定の方は、転入手続きを入所月の前月末（4月入所の場合は3月末）までに済ませてください。

◆家庭の事情等が変わった場合は、子ども・保健課または各施設に必ず届け出てください。

- ・ 住所が変更になったとき
- ・ 婚姻・離婚・死亡等により保護者に変更があったとき
- ・ 還付・修正・更正申告等により、税額が変更になったとき（当年度の入所月に遡り変更します。）
- ・ 保育を必要とする事由が変更になったとき など

◆いったん入所が決定された場合でも、下記に該当するときは保育の実施の解除（退所）をさせていただくことがあります。あらかじめ御承知ください。

- ・ 事実と違う申告をしたとき
- ・ 集団保育が困難と認められるとき 等

〒766-8502

琴平町榎井817番地10

琴平町役場 子ども・保健課

こども園・保育所係

TEL 0877-75-6705

FAX 0877-75-6724

